

# 商登法 記述式論点集 (過去問の論点と予想される論点)

## 役員変更登記

### 取締役の変更

#### 【就任・重任】

- 交換的な就任 [H18,H12,H10,H7]、交換的な就任(拒否権条項付種類株式の種類株主総会の決議必要) [H21]
  - ◇ 席上口頭で就任承諾⇒援用可(cf.席上書面で⇒就任承諾書 1通)
  - ◇ 辞任を証する書面も援用できる(cf.即時就任はできない)
- 増員取締役の就任 [H16]
- 再任(重任にならない) [H20]
- 前任者の辞任に伴う後任取締役として就任[H3,H4]
- 権利義務取締役の再任(重任にならない) [H15]
- 定時株主総会が開催されるべき時期に株主総会が開催されず、定時株主総会の開催時期を経過してから株主総会が開催され、当該株主総会で選任され就任(重任にならない) [H1]
  - ◇ 選任決議と就任の効力発生日が事業年度の末日をまたぎ、任期が約1年短くなるような場合、任期満了による退任の登記の申請書に、**選任時の株主総会議事録**を添付(商業登記ハンドブック p417)。
- 未成年者の就任(欠格事由ではない) [H9]
  - ◇ 未成年者を取締役に選任するときの固有の添付書類⇒①**法定代理人の同意書**、②**代理権限証書(戸籍謄抄本等)**
- 破産手続開始決定を受けた者を取締役に選任[H20]
- 選任決議が不成立により重任登記不可(消極:定足数不足) [H11]
- 親会社の監査役を選任、兼任禁止(消極:辞任しなければならない) [H8]
- 非登記事項(社長・副社長・専務取締役などの役付取締役の登記の不可[H12,H4]、共同代表に関する事項[H11,H7])

#### 【辞任】

- 株主総会での承認を条件に就任[H4]
- 期限付辞任[H19,H6,H3]

#### 【死亡】

- 権利義務取締役の死亡[H11]

#### 【解任】

- 権利義務取締役の解任(消極) [H15]

#### 【破産手続開始決定を受けたことによる退任】

- 破産手続開始決定を受けたことによる退任[H20]
  - 役員等の破産手続開始決定は欠格事由(年月日〇〇資格喪失)ではなく、『**年月日△△退任**』

#### 【欠格事由に該当したことによる退任】

- 欠格事由に該当したことによる退任

#### 【役員等の住所氏名変更等】

- 取締役・監査役の氏名、代表取締役の住所・氏名の変更
  - ◇ 役員等の氏名・住所の変更・更正には、原則として、当該変更・更正を証する書面は不要である。もつとも、**法人である会計参与・会計監査人**の場合には**登記事項証明書**が必要。
  - ◇ 代表取締役の住所変更:『**代表取締役の住所変更**』《年月日代表取締役Aの住所移転(年月日住居表示実施により代表取締役Bの住所移転)住所 〇県〇市〇町×》

#### 【社外取締役関係】

- 社外取締役の就任[H19]、社外取締役である旨の登記[H21,H19]
- 社外取締役の登記不要[H16]
  - ◇ 責任の一部免除の際に社外取締役・社外監査役の登記が必要な場合は、**社外取締役等の責任限定契約**の場合であり**役員定款規定による免除**ではない。
- 社外取締役の登記不可
  - ◇ 『**取締役の変更**』《年月日取締役(社外取締役)Aにつき特別取締役による議決の定め廃止(責任限定の定め廃止、委員会設置会社の定め廃止)により変更 取締役A》
- 社外の要件を喪失したことによる登記
  - ◇ 『**社外取締役の支配人兼任(業務執行・子会社の業務執行・使用人兼任)**』《年月日社外取締役A支配人兼任[取締役A](業務執行・子会社の業務執行・使用人兼任)》

#### 【任期満了退任】

- 任期満了による退任[H20,H18]
  - ◇ 任期満了時期の変化 ⇒ ①非公開での取・監・会与の任期の10年までの伸長、②事業年度が4月1日からではない
  - ◇ 権利義務役員の退任の場合の登記事項
    - 年月日辞任** or **年月日退任**
  - ◇ 任期満了退任の日付は**株主総会が開かれている場合** or **開かれていない場合** とで場合分け
  - ◇ 任期満了退任(重任含む)では、原則、任期満了退任を証する書面として**定款**を添付する。例外として、株主総会等で当該事項が示されている場合、**株主総会議事録**を添付すれば足りる。
  - ◇ 補欠監査役が前任者の任期満了時に退任する場合にも**定款**は必要
  - ◇ 任期を伸長している役員が法定任期を超えて“辞任”した場合には、定款を要しない。辞任届のみでよい。
- 株式の譲渡制限規定に関する規定を廃止したことによる任期満了による退任と就任(重任) [H16]
- 重任[H20,H19,H7,H6]、重任(拒否権条項付種類株式の種類株主総会の決議必要) [H21]
- 補欠取締役の退任と就任(重任) [H12]
- 権利義務取締役の退任[H15,H11,H10,H1]
- 事業年度の変更[H20]
- 取締役の任期の変更に伴う任期満了による退任[H21]
  - 事業年度は、原則として1年を超えることはできない。また、事業年度の末日を変更する場合には、**変更後の最初の事業年度**については、**1年6箇月**を超えることができない。
  - 事業年度が変更された場合には、変更当時において在任している役員等を含めて、**役員等の任期は、当然に変更後の事業年度を基準とする任期に変更され短縮される。**(cf. 任期満了すべき時期がなくなったとき)
  - 事業年度の変更により、**事業年度変更時点において、本来任期満了すべき時期がなくなったときは、事業年度変更時に任期満了する。**(ex.会計監査人の任期は一年であるので事業年度の変更に伴い最初の事業年度を1年6ヶ月と定めれば事業年度がなくなるので**事業年度変更時に任期満了退任**する。) (cf. 取締役の選任から1年経つ前に事業年度変更があった場合には、**変更後の事業年度を基準とする任期に変更され短縮される。**)

#### 【特殊な就任・重任】

- 特例有限会社の株式会社への商号変更に伴う就任[H17]
- 吸収合併契約を承認する株主総会で選任され就任 [H14]
- 新設分割会社において重任登記するが、新設分割による変更登記の申請が経由申請になるため、当該申請書に記載不可[H22]

#### 【特別取締役の議決の定め】

- 設定 [H21]、
- 廃止
  - 取締役会設置会社の定め廃止→**特別取締役による議決の定め廃止**
- 特別取締役の就任[H21]、
- 特別取締役の退任
- 特別取締役には権利義務制度は適用なし。委員には適用される。

#### 【役員一任期満了・事業年度変更・予選】

- 役員の子選決議の有効期間は、原則“**決議後最初に開催される定時株主総会の開始時まで**”、例外“定款で伸長可能〔**定款添付**〕”(cf. 短縮も可能だがその場合は定款添付は不要)”
- 補欠役員の就任要件は、①**予選決議の有効期間内**に、②**任期満了以外の事由**により被補欠者が退任し、③それにより会社法又は定款で定める員数に欠員が生じることである。
- 被補欠者が任期満了退任した場合には、予選決議は無効となり、補欠役員は就任できない。
- 補欠取締役の任期は、原則として、新たに選任された取締役としての任期になる。例外として、**定款**又は**株主総会**で前任者の任期満了時までとすることができる。
- 補欠監査役の任期は、**定款**により、前任者の任期満了時までとすることができる。監査役は任期を短縮できないことの例外である。

## 代表取締役の変更

### 【就任・重任】

- 重任[H23,H20,H19,H18,H16,H12,H7]
- 再任（重任にならない）[H15,H1]
- 増員代表取締役の就任[H7]
- 前任者の退任に伴う後任代表取締役の就任[H23,H12,H11,H10,H7,H6,H4]
- 代表取締役の予選（消極：**現在取締役ではないものを選定** [H20,14], **予選した取締役会の構成員が同一ではない** [H8]) [H20,H14,H8]
- 代表取締役の選定方法の変更
  - ◇他の代取の選定 ⇒代取の**就任**登記必要
  - ◇従前の代取を選定
 

原則：代取の就任・重任の登記は不要  
 例外：役員の改選と同時にするときは（非公開から公開になったとき等、代取が他の事由により退任している場合）→ **重任 or 退任+就任**
- 代取の就任承諾書につける印鑑証明書は再任のときには不要だが、当該再任とは、重任及び既に任期満了している者（権利義務取締役）が再び選定された場合を含む。
- 代取の選定議事録につける印鑑証明書が不要な場合は、①設立の場合と②前代取が登記所に届けている印鑑と同一のものが選定議事録に押印している場合であって、市区村長の印鑑証明書の印鑑では不可。また、登記時まで前代取の印鑑に変更があった場合も不可。

### 【特殊な就任・重任】

- 新設分割会社において重任登記するが、新設分割による変更登記の申請が經由申請になるため、当該申請書に記載不可[H22]
- 特例有限会社の株式会社への商号変更に伴う就任[H17]
- 代表権回復の「年月日代表権付与」の場合は、定款の添付が必要。就任承諾書や印鑑証明書は不要。（cf.取締役会設置会社の定め廃止とする「年月日代表権付与」には定款は不要）
- 取締役の互選によって代表取締役を定める旨の定款の定め廃止をした場合（代表取締役の選定方式の廃止）、**代表権付与**の登記をする。

### 【辞任・解任】

- 解任[H9]
- ◇ 取締役会設置会社は、定款に「株主総会で代表取締役を解職する」旨の定めがあっても、株主総会及び取締役会の双方に解職権限あり。
- ◇ 非取締役会設置会社で、唯一の代表取締役が辞任・解任した場合は、**選定方式の如何を問わず**、その辞任・解任の登記ではなく、他の取締役の“代表権付与”による登記をしなければならない。
- ◇ 直接選定方式の代表取締役は辞任できない。辞任する場合は、辞任を承認する株主総会の決議(効力発生日)によって辞任する。

### 【資格喪失により退任】

- 前提資格である取締役の資格を喪失したことにより退任[H21,H20,H19,H18,H16,H15,H12,H11,H10,H6,H4,H1]
- 各自代表取締役の会社において、代表取締役が選定された場合、選定されなかった代表取締役の退任登記をする。

### 【特例有限会社における代表取締役】

- 代表取締役の氏名抹消
- 特例有限会社：**代表取締役の氏名抹消**「**年月日取締役が1名となつたため代表取締役 A の資格及び氏名抹消**」（平取締役が全員退任した場合）「**年月日代表権を有しない取締役の不存在により代表取締役 B の資格及び氏名抹消**」（取締役全員を代表取締役とした場合）

### □ 取締役・代表取締役と支配人の就任

選任手順	結果
取締役⇒支配人	選任・登記できる。ただし、委員会設置会社
支配人⇒取締役	選任・登記できる。ただし、委員会設置会社
代取⇒支配人	選任・登記できない。
支配人⇒代取	できる。①代取の就任②支配人の代理権消滅：年月日支配人 A 辞任

## 監査役の変更

<p><b>【就任・重任】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 前任者の退任に伴う後任監査役の就任 [H23,H20,H18,H15,H10,H3]</li> <li><input type="checkbox"/> 再任（重任にならない） [H8]</li> <li><input type="checkbox"/> 補欠監査役として就任 [H20]</li> <li><input type="checkbox"/> 社外監査役として就任（社外監査役の登記不可） [H20]</li> <li><input type="checkbox"/> 社外監査役として就任 [H21]</li> <li><input type="checkbox"/> 選任決議が不成立により重任登記不可（消極：定足数不足） [H11]</li> <li><input type="checkbox"/> 兼任禁止に該当（消極：子会社の使用人を選任 [H16]、親会社の監査役を取締役に選任 [H8]）</li> </ul> <p><b>【任期満了退任】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 任期満了による退任 [H18,H8]</li> <li><input type="checkbox"/> 株式の譲渡制限規定に関する規定を廃止したことによる任期満了による退任と就任（重任） [H16]</li> <li><input type="checkbox"/> 補欠監査役の退任 [H20,H1]</li> <li><input type="checkbox"/> 監査役の監査権限の変更（会計監査権限のみ⇒業務監査権限）に伴う監査役の退任 [H21,H15,H10,H3]</li> <li><input type="checkbox"/> 監査役設置会社の廃止に伴う退任 [H19]</li> </ul> <p><b>【特殊な就任・重任】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 特例有限会社の株式会社への商号変更に伴う就任 [H17]</li> <li><input type="checkbox"/> 吸収合併契約を承認する株主総会で選任され就任 [H14]</li> <li><input type="checkbox"/> 新設分割会社において重任登記するが、新設分割による変更登記の申請が經由申請になるため、当該申請書に記載不可 [H22]</li> </ul> <p><b>【辞任】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 期限付辞任 [H19,H6,H3]</li> </ul> <p><b>【解任】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 解任（特別決議）</li> </ul> <p><b>【監査役設置会社の定め】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 設定（特例有限会社の株式会社への商号変更と同時に設定 [H17]）</li> <li><input type="checkbox"/> 廃止（非公開会社において会計参与を設置したことに伴う廃止 [H19]）</li> </ul> <p><b>【監査役会設置会社の定め】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 設定 [H21,H11]</li> <li><input type="checkbox"/> 設置不可（消極：社外監査役の員数不足） [H20]</li> <li><input type="checkbox"/> 廃止 [H23]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 監査役が取締役に就任することを承諾した場合、監査役の辞任の意思表示と解され、取締役の就任登記と同時に監査役の辞任の登記申請が必要（商業登記ハンドブック p494）</li> <li><input type="checkbox"/> 監査役の公開子会社における H18.5.1 の任期満了退任</li> <li><input type="checkbox"/> 補欠取締役の任期は、原則として、新たに選任された取締役としての任期になる。例外として、<b>定款又は株主総会</b>で前任者の任期満了時までとすることができる。</li> <li><input type="checkbox"/> 子会社の取締役が親会社の監査役に就任することが兼任禁止規定に違反し、当該地位への就任を承諾したときは、<b>従前の地位の辞任（取締役の辞任）</b>の意思表示と解されるが、これにより<b>取締役の権利義務を有する場合（会 346 1）</b>には、<b>親会社の監査役に就任不可</b>（商業登記ハンドブック p434）。</li> <li><input type="checkbox"/> <b>補欠</b>監査役の任期は、<b>定款により</b>、前任者の任期満了時までとすることができる。監査役は任期を短縮できないことの例外である。</li> <li><input type="checkbox"/> 取締役は「<b>増員</b>」の場合、<b>定款により</b>、前任者の任期満了時までとすることができる。（cf.監査役は、<b>増員の場合の任期修正</b>は不可）</li> <li><input type="checkbox"/> 仮会計監査人の就任には、監査役（監査役会）の同意が必要！</li> <li><input type="checkbox"/> 特例有限会社における監査役の登記すべき事項で“住所”を忘れない！</li> <li><input type="checkbox"/> 監査役会設置会社では監査役は3名以上で、そのうち半数以上は社外監査役であることが必要で、社外監査役の辞任により、会社法で定める社外監査役の員数を欠く場合には辞任した監査役は監査役の権利義務を承継する（商業登記ハンドブック p439）。             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 社外監査役は、<b>過去に会社又はその子会社の取締役、会計参与、若しくは執行役又は支配人その他の使用人</b>となったことがない者をいう。</li> <li><input type="checkbox"/> 社外監査役である旨の登記は、社外監査役の存在が法律上の要件とされている制度を採用する①<b>監査役会設置会社である場合</b>（会 911Ⅲ⑩）、②<b>会社に対する責任制限の規定がある場合</b>（会 911Ⅲ第 26 号）にのみ登記が義務づけられている。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 社外取締役とは、株式会社の取締役であって、<b>現在及び過去に当該会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人</b>となっていない者をいう。             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 社外取締役である旨の登記は、社外取締役の存在が法律上の要件とされている制度を採用する場合である①<b>特別取締役の議決の定めがある場合</b>（会 911Ⅲ第 21 号）、②<b>委員会設置会社である場合</b>（会 911Ⅲ第 22 号）、③<b>会社に対する責任制限の規定がある場合</b>（会 911Ⅲ第 25 号）に登記することが義務づけられる。</li> </ul> </li> </ul>
--	---

## 会計参与の変更

<p><b>【就任・重任】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 就任（法人） [H19] ⇒書類等備置場所、登記事項証明書等資格証明書</li> </ul> <p><b>【任期満了退任】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 株式の譲渡制限規定に関する規定を廃止したことによる任期満了による退任と就任（重任）</li> </ul> <p><b>【合併】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 会計参与の変更（合併）</li> </ul> <p><b>【書類等の備置き場所の変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 書類等の備置き場所の変更</li> </ul> <p><b>【会計参与設置会社の定め】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 設定 [H19]</li> <li><input type="checkbox"/> 廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 会計参与の“書類等備置場所”</li> <li><input type="checkbox"/> 会計参与を会計監査人に選任した場合⇒無効（欠格事由に該当している者を選任⇒無効）</li> <li><input type="checkbox"/> 会計監査人を会計参与に選任した場合⇒退任+就任（欠格事由に該当したら⇒資格喪失退任）</li> <li><input type="checkbox"/> A監査法人がB監査法人に合併された場合 <b>「会計参与の変更：年月日会計監査人A監査法人合併、年月日会計監査人B監査法人就任」</b>※合併を証する書面としてB監査法人の登記事項証明書を添付（B監査法人の就任承諾書は不要）</li> <li><input type="checkbox"/> <b>計算書類等の備置き場所の変更：年月日変更 書類等備置場所 ○県△市□町××</b></li> <li><input type="checkbox"/> 法人等の会計参与の“<b>名称変更</b>”の場合には、登記事項証明書が必要だが、“<b>書類等備置場所の変更</b>”には不要。</li> </ul>
--	---

## 会計監査人の変更

### 【就任・重任】

- 就任（法人）[H11]  
⇒登記事項証明書等資格証明書
- 仮会計監査人の就任（**監査役**の決定書 or **監査役会議事録**）  
⇒**監査役設置会社（監査役設置会社を除く）**において会計監査人が欠けた場合、各監査役が**単独で仮会計監査人を選任可**（会 346IV）。

### 【任期満了退任】

- 重任（自動再任）[H23,H20, H16,H11]

### 【辞任】

- 辞任[H23]

### 【解任】

- 解任（監査役等の**全員の同意**による会計監査人の解任）

### 【合併】

- 会計監査人の変更（合併）

### 【会計監査人設置会社の定め】

- 設定[H11]
- 廃止[H23]

- 会計監査人の自動再任
- 会計監査人の自動再任は、定時株主総会が開かれなかったときは効力を生じない。よって、満了日に退任する。
- 会計参与を会計監査人に選任した場合⇒無効（欠格事由に該当している者を選任⇒無効）
- 会計監査人を会計参与に選任した場合⇒退任+就任（欠格事由に該当したら⇒資格喪失退任）
- 会計監査人の任期は一年であるので事業年度の変更に伴い最初の事業年度を1年6ヶ月と定めれば事業年度がなくなるので**事業年度変更時に任期満了退任**する。（cf. 事業年度の変更に伴い最初の事業年度を1年6ヶ月と定めた後に、会計監査人の就任があった場合には、最初の事業年度の株主総会まで任期が伸長される。）
- 会計監査人には補欠規定は適用されないため、**現実に欠員が生じるまで仮会計監査人を選任できない。**
- 仮取締役等や取締役等の職務代行者などは、すべて正規の取締役等を登記したときに職権抹消される（申請しなくてよい）
- 『仮会計監査人の変更、特別取締役の変更』社外取締役とは違う
- A監査法人がB監査法人に合併された場合「**会計監査人の変更：年月日会計監査人A監査法人合併、年月日会計監査人B監査法人就任**」※合併を証する書面としてB監査法人の登記事項証明書を添付（B監査法人の就任承諾書は不要）

## 委員会設置会社

- 設定
- 廃止
- 執行役、代表執行役、報酬委員、監査委員、指名委員の就任
- 執行役、代表執行役、報酬委員、監査委員、指名委員の退任
- 取締役を支配人その他支配人と兼任することは不可
- 設定・廃止による役員任期満了退任
- 各委員の過半数は社外取締役

- 取締役・代表取締役と支配人の就任

選任手順	結果
取締役⇒支配人	選任・登記できる。ただし、委員会設置会社
支配人⇒取締役	選任・登記できる。ただし、委員会設置会社
代取⇒支配人	選任・登記できない。
支配人⇒代取	できる。①代取の就任②支配人の代理権消滅：年月日支配人 A 辞任

## 役員の一部免除

### 【取締役等による免除に関する定款の定め】

- 設定
- 設定不可（消極：監査役設置会社でなくなったことにより設定不可[H19]）  
⇒監査役設置会社（取締役が二人以上ある場合に限る。）又は委員会設置会社の場合のみ設定できる
- 廃止

### 【社外取締役等の責任限定契約】

- 設定[H19]
- 廃止

## 増資登記

### 募集株式の発行

<p><b>【株主割当て】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 株主割当て（公開会社）[H9]</li> <li><input type="checkbox"/> 株主割当て（一部自己株式の処分、種類株式発行会社、非公開会社）[H19]</li> <li><input type="checkbox"/> 自動車の現物出資（公開会社、ただし、少額財産に該当し検査役の調査不要[H14]）</li> </ul> <p><b>【一般募集（公募）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 一部入札方式による発行（種類株式発行会社、公開会社）[H11]</li> <li><input type="checkbox"/> 総数引受契約（公開会社）[H16]</li> </ul> <p><b>【第三割当て】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 総数引受契約（種類株式発行会社、非公開会社、譲渡制限株式の交付のため種類株主総会の決議(199)が必要）[H20]</li> <li><input type="checkbox"/> 株式の引受の申込み（総数引受契約）が利益相反に該当し、かつ発行可能株式総数の変更を条件とした発行[H9]</li> <li><input type="checkbox"/> 債権（代金債権）の現物出資（非公開会社、公認会計士の証明あり）[H15]</li> <li><input type="checkbox"/> 発行不可（消極：新株予約権の行使のために留保されるべき発行可能株式総数を超過しているため）[H12]</li> <li><input type="checkbox"/> 不動産の現物出資あり（非公開会社、ただし、少額財産に該当し検査役の調査不要[H7]）</li> <li><input type="checkbox"/> 取締役・監査役選解任権付種類株式の発行[H17]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 募集株式（自己株式の処分⇒登記すべき事項なし） <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 引受の申込証明書（総数引受契約書） <ul style="list-style-type: none"> <li>・払込証明書（相殺契約書+会計帳簿）※現物出資では不要</li> <li>・資本金の額の計上証明書</li> <li>・○○の同意書（2Wの株主全員の同意書）</li> <li>・募集決議の種類株主総会議事録（322・199）</li> <li>・譲渡制限株式の割当て（第三者割当てのみ） <ul style="list-style-type: none"> <li>→株主総会議事録 or 取締役会議事録</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>◇ 現物出資の場合は <ul style="list-style-type: none"> <li>①払込証明書→不要</li> <li>②原則：検査役の調査報告書及びその付属書面 例外：有価証券の市場価格証明書 or 弁護士等の証明書 or 金銭債権が記載された会計帳簿</li> </ul> </li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 総数引受契約は、割り当てに関する添付書類も不要</li> <li><input type="checkbox"/> 自己株式の処分の場合は、資本金の額を増加することはない。また発行済株式総数は変動しない。なお、自己株式の処分の場合は、自己株式の処分差損につき計算する必要がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 総数引受契約の場合、申込み・割当てに関する規定は適用されない。つまり、引受申込書や譲渡制限株式の割当てに関する決議及び添付書面は不要(204)</li> <li><input type="checkbox"/> A株式会社が募集株式を発行し、代表取締役を同じくするB株式会社が総数引受契約により株式を引き受ける場合には、B株式会社の取締役会議事録（または株主総会）が必要</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 資本準備金の額の減少と同時にする株式の発行 “募集株式の発行+準備金の資本組入れ” （※準備金の組入が行われているわけではない）</li> <li><input type="checkbox"/> 資本金の額の減少と同時にする株式の発行 “募集株式の発行+資本金の額の減少”</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 資本金増加限度額の計算（現物出資） ※払込金額ではない（共同支配下関係＝親子会社、兄弟会社等） 現物出資財産の給付の期日（募集事項で給付の期間を定めた場合にあっては、実際に現物出資財産の給付を受けた日）における価格 共同支配下関係にある会社が株式引受人となっている『簿価債務超過財産』の現物出資では、給付された財産の価格を0円とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 資本金増加限度額の計算（自己株式処分差損）【 】 &gt; 0 【差損（5000円）×自己株式交付数（5000株）】でも同じ。 〔（総払込×株式発行割合）－【自己株式簿価価格－総払込×（1－株式発行割合）】〕＝増加限度額×組入れない割合</li> <li>【例題】1株1万円で2万株発行する。ただし、5000株は自己株式を交付する。自己株式の帳簿価格は1株1万5000円である。 また払込額の2分の1は組入れない。 【解答】〔（1億5000万）－【7500万－5000万】〕×1/2＝1億2500万円×1/2</li> </ul>	

### 新株予約権

<p><b>【新株予約権の発行等】</b>（金9万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 募集新株予約権の発行</li> <li><input type="checkbox"/> 新株予約権の内容の変更</li> <li><input type="checkbox"/> 新株予約権の無償割当て</li> <li><input type="checkbox"/> 株式の分割・併合に伴う新株予約権の登記の変更</li> <li><input type="checkbox"/> 新株予約権の消却、行使不能または放棄</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 新株予約権の行使期間の満了（<b>末日の翌日</b>）</li> <li><input type="checkbox"/> 新株予約権を行使することができる期間の変更</li> </ul> <p><b>【新株予約権の行使】</b>（新株予約権行使証明書を添付）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 新株予約権の一部行使[H18,H12]</li> <li><input type="checkbox"/> 新株予約権の全部行使[H21] ⇒「年月日第○回新株予約権全部行使」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 新株予約権の発行では、原則として、定款の添付は不要であるが例外として、初めてする、①取得請求権付株式と引換えにする②取得条項付株式と引換えにする新株予約権の発行では必要！</li> <li><input type="checkbox"/> 『新株予約権の行使することができる期間の変更：年月日変更 新株予約権の行使することができる期間 年月日まで』</li> <li><input type="checkbox"/> 原因日付が“月の末日” <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 新株予約権の行使</li> <li>◇ 取得請求権付株式の取得と引換えにする株式の交付</li> <li>◇ 取得請求権付株式の取得と引換えにする新株予約権の交付</li> </ul> </li> </ul>
--	--

その他の株式の発行	
<p><b>【引換えにする株式の発行】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 取得請求権付株式の取得と引換えにする株式の発行（全部取得 [H21]）</li> <li><input type="checkbox"/> 取得条項付株式の取得と引換えにする株式の発行</li> <li><input type="checkbox"/> 全部取得条項付種類株式の取得と引換えにする株式の発行</li> <li><input type="checkbox"/> 取得条項付新株予約権の取得と引換えにする株式の発行</li> </ul> <p><b>【引換えにする新株予約権の発行】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 取得請求権付株式の取得と引換えにする新株予約権の発行</li> <li><input type="checkbox"/> 取得条項付株式の取得と引換えにする新株予約権の発行</li> <li><input type="checkbox"/> 全部取得条項付種類株式の取得と引換えにする新株予約権の発行</li> <li><input type="checkbox"/> 取得条項付新株予約権の取得と引換えにする新株予約権の発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ××と引換えにする○○は、自己株式 or 自己新株予約権を交付しているだけの場合がある。発行済株式総数等でミスしない。</li> <li><input type="checkbox"/> 資本金の額が増加する場合は、取得条項付新株予約権の取得と引換えにする株式の発行のみ</li> <li><input type="checkbox"/> 取得条項付株式（新株予約権）の一部取得の場合は、一部の決定を証するために「<b>取締役会議事録 or 株主総会議事録</b>」が必要。起算日は、「<b>取得事由発生日 or 通知・公告から 2 W経過</b>」の遅い方</li> <li><input type="checkbox"/> 株式買取請求権、新株予約権買取請求権、株券提供公告、新株予約権提供公告を混同しない</li> <li><input type="checkbox"/> 新株予約権証券提供公告 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 取得条項付新株予約権の取得 ⇒ <b>当該取得条項付新株予約権</b></li> <li>② 組織変更 ⇒ <b>全部の新株予約権</b></li> <li>③ 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。） ⇒ <b>全部の新株予約権</b></li> <li>④ 吸収分割 ⇒ <b>第 758 条第 5 号イに規定する吸収分割契約新株予約権</b></li> <li>⑤ 新設分割 ⇒ <b>第 763 条第 10 号イに規定する新設分割計画新株予約権</b></li> <li>⑥ 株式交換 ⇒ <b>第 768 条第 1 項第 4 号イに規定する株式交換契約新株予約権</b></li> <li>⑦ 株式移転 ⇒ <b>第 773 条第 1 項第 9 号イに規定する株式移転計画新株予約権</b></li> </ul> </li> </ul>

## 株式関係の登記

発行可能株式総数等の変更	
<p>☆ <b>発行可能株式総数の変更</b></p> <p><b>【増加変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 通常増加変更[H16,H1]</li> <li><input type="checkbox"/> 募集株式の発行の効力発生を条件とする増加変更[H9]</li> <li><input type="checkbox"/> 株式の分割の効力発生を条件とする増加変更[H5]</li> <li><input type="checkbox"/> 非公開会社で発行済株式総数の 4 倍以上に増加[H15]</li> <li><input type="checkbox"/> 株式の分割の分割と同時に取締役会決議する定款変更不可（消極：現に 2 種類以上の株式を発行） [H18]</li> <li><input type="checkbox"/> 特例有限会社の株式会社への商号変更と同時に増加変更[H17]</li> </ul> <p><b>【減少変更】</b></p> <p><b>【発行する株式の内容の変更】</b></p> <p>☆ <b>発行可能種類株式総数及び各種類の内容の変更</b></p> <p><b>【設定】</b></p> <p><b>【変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 各種類の株式の内容および数の変更、無議決権条項の登記の要否 [H4] ⇒公開会社においては議決権制限株式が発行済株式総数の 2 分の 1 を超えたときは直ちに発行済株式総数の 2 分の 1 以下にする措置を取らなければならない（無効ではない）</li> <li><input type="checkbox"/> 優先株式を取得条項付株式とする旨の変更（消極：優先株主の全員の同意なし） [H19]</li> <li><input type="checkbox"/> 特例有限会社の株式会社への商号変更と同時に、取締役・監査役選解任付種類株式を発行する旨の設定[H17]</li> </ul> <p><b>【廃止】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 新株予約権者の新株予約権買取請求権（4 つ） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新株予約権の目的となる株式（又種類株式）が<b>譲渡制限付株式（種類株式）</b>や、<b>全部取得条項付種類株式</b>になる時</li> <li>・ 会社が組織変更する時</li> <li>・ 合併、会社分割、株式交換、株式移転の<b>消滅会社等</b>（cf.株式会社の組織変更の場合には、株式買取請求権は発生しない →<b>組織変更には株主全員の合意</b>が必要である。）</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権が定められていたら、発行可能種類株式総数の枠を超えないかをチェック。</li> <li><input type="checkbox"/> 取締役(監査役を除く)の選解任付種類株式は、取締役を選任できなくなったら廃止されたものとみなす。</li> </ul>

単元株式数	
<p><b>【設定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 単元株式数の設定[H3]</li> <li><input type="checkbox"/> 設定不可（消極：設定決議の無効）[H10] ⇒1,000株を超える単元、発行済株式総数の200分の1を超える単元の設定は不可</li> </ul> <p><b>【廃止】</b></p> <p><b>【変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 取締役会で単元株式数の減少[H16]</li> <li><input type="checkbox"/> 株式分割と同時に取締役会決議で単元株式数に関する定款変更不可（消極：結果的に分割後における株主の議決権を減少させることになる）[H18]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 単元株式数の設定⇒単元株式数で議決権の計算</li> <li><input type="checkbox"/> 単元株式の200分の1の制限は、『発行済株式総数』が基準。</li> <li><input type="checkbox"/> 種類株式発行会社では、株式の種類ごとに単元株式数を定めなければならない。</li> </ul>

株式の譲渡制限に関する規定	
<p><b>【設定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 設定無効（消極：会社の公告方法以外の方法により株券提供公告を行っているため[H14]、種類株式発行会社において、種類株主総会の決議を経していないため設定不可[H11,H23]）</li> </ul> <p><b>【廃止】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 期限付、廃止[H16] ⇒役員株式の譲渡制限規定に関する規定を廃止したことによる任期満了による退任と就任（重任）</li> </ul> <p><b>【変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 特例有限会社の株式会社への商号変更と同時に、譲渡制限の範囲を拡大する変更[H17]</li> <li><input type="checkbox"/> 株式の譲渡制限の範囲を縮小する変更[H2]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 『株式の譲渡制限に関する規定の定め設定』は、登記できない場合が多い。（特殊決議、株券提供公告の1ヶ月など）</li> <li><input type="checkbox"/> 公開会社が株式の譲渡制限設定の決議をした後、その効力発生日までの間に募集株式の発行の決議を行い、かつ発行をした場合、新株主の利益を害するので、譲渡制限設定の決議は効力を生じない。</li> <li><input type="checkbox"/> 取締役選解任付種類株式を発行している会社が、その規定を定款から削除することなく、株式の譲渡制限に関する規定を廃止する変更登記はできない（公開会社では、取締役選解任付種類株式を発行できないため）。</li> <li><input type="checkbox"/> 取締役監査役選解任付種類株式を発行する会社において、株式の譲渡制限規定の廃止をして公開会社となるときは、取締役監査役選解任付種類株式に関する規定を廃止しなければ、公開会社となる登記はできない。</li> </ul>

株式の消却・併合・分割・無償割当て	
<p><b>【株式の消却】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 株式の消却[H12]</li> <li><input type="checkbox"/> 自己株式の取得と同時に株式の消却株式の消却[H10]</li> </ul> <p><b>【株式の併合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 株式の併合[H6] ⇒株券提供公告が必要</li> </ul> <p><b>【株式の分割】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 合併の前提として存続会社における株式分割[H8]</li> <li><input type="checkbox"/> 株式の分割（種類株式発行会社）[H18]</li> <li><input type="checkbox"/> 株式の分割[H5,H3]</li> <li><input type="checkbox"/> 株式の分割の不可（消極：特例有限会社の株式会社への商号変更の効力発生前に、株式の分割につき取締役会決議をしているため）[H17]</li> </ul> <p><b>【株式の無償割当て】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 株式の無償割当て[H1] ⇒無償割当ては自己株式に注意①自己株式に割当てては不可②自己株式を交付することは可（別の種類でも）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 自己株式の消却により発行可能株式総数が減少することはなく、原則として別途株主総会の定款変更決議を行わなければ、発行可能株式総数を減少しない。但し、定款に「株式の消却をした場合は、消却した株式の数について発行可能株式総数が減少する」旨の定めがある会社については、本定款規定により株主総会の決議を経ずに発行可能株式総数が減少する。</li> <li><input type="checkbox"/> 会社法184条2項の「株式会社は、定款変更のための株主総会特別決議によらないで、効力発生日における発行可能株式総数を、その前日の発行可能株式総数に分割割合を乗じて得た数の範囲内で増加する定款変更をすることができる。」は、発行可能種類株式総数の変更には適用されない。</li> <li><input type="checkbox"/> <b>株券提供公告（8つ）</b> 効力発生日の1ヶ月前までに株券提供公告及び株主等への通知 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 現に発行 ⇒ 公告証明書</li> <li>◇ 現に不発行 ⇒ 株主名簿 (株式の全部について発行していないことを証する書面)</li> <li>◇ 株券不発行会社 ⇒ なし!!</li> </ul> </li> </ul>

# 定款変更その他変更登記

## 資本金の額の変更

- 【資本金の額の減少】**
- 資本金の額の減少[H10,H23]
  - 株式の発行と同時にする資本金の額の減少
- 【準備金の資本組入れ】**
- 資本準備金の資本組入れ
  - 利益準備金の資本組入れ[H7,H4,H1]
- 【剰余金の資本組入れ】**
- 利益剰余金の資本組入れ
  - その他利益剰余金の資本組入れ[H11,H5,s59]
- 資本金の額の減少（金 3 万円）
    - ◇一定の欠損額が存在することの証明書（普通決議で ok）
  - ① **債権者異議手続**
    - ◇非ダブル公告 ⇒ **公告証明書**及び**催告証明書**
    - ◇ダブル公告 ⇒**公告証明者** 2通
  - ② **異議を述べた債権者**
    - ◇信託した場合 ⇒信託証明書
    - ◇害しない ⇒ 債権者を害さないことを証する書面 2通
    - ◇異議なし ⇒ “異議を述べた債権者はいなかった”
  - いわゆる 100%減資として、①**全部取得条項付株式を取得し、②取得した自己株式を消却し**（ex. **発行済株式総数 0 株**）、③**資本金の額を 0 円とする資本金の額の減少をし**（ex. **資本金の額 0 円**）、④**同時に募集株式の発行をする場合には、中間を省略して、最終の資本金の額のみへ直接変更する登記申請は却下される。**
  - 資本組み入れ（7/1 0 0 0）
    - ◇ 剰余金の額の計上証明書
    - ◇ 準備金の額の計上証明書
    - ※準備金の額の減少には債権者保護手続の添付書面は不要!!

## 目的・商号・単元株式・商号の譲渡人の債務に関する免責・公告する方法の変更等・支配人

- 【目的の変更】**
- 目的の追加的変更[H1]
- 【単元株式数】**
- 単元株式数の設定[H3]
  - 設定不可（消極：設定決議の無効）[H10]
  - 1,000 株を超える単元、発行済株式総数の 200 分の 1 を超える単元の設定は不可
- 【商号の譲渡人の債務に関する免責】**
- 事業譲渡を受け、商号変更後譲渡人の商号を継続する場合に、当該譲渡人の債務について責任を負わない旨の登記[H17]
  - 新設分割設立会社が新設分割会社の商号を継続する場合に、当該新設分割会社の債務について責任を負わない旨の登記が必要であることの指摘[H22]
- |   |                   |
|---|-------------------|
| 商号譲渡人の債務に関する免責  |                   |
| 商号譲渡人の債務に関する免責<br>当社は年月日商号の譲渡を受けたが、譲渡人である(株)A の債務については責に任じない。 | ※支配人選任と同じように日付がない |
| 譲渡人の承諾書 1 通   |                   |
- 【公告する方法の変更】**
- 官報⇒東京都において発行する日経新聞への変更[H11]
  - 「東京都において発行される」を削除して全国版に掲載する変更[H11]
  - 選択的公告方法は認められない
- 【貸借対照表に係わる情報の提供を受けるために必要な事項】**
- 設定（貸借対照表に係わる情報の提供を受けるために必要な事項の設定[H16]
  - 変更
  - 廃止
- 【株券を発行する旨の定め】**
- 設定
  - 廃止（株券を発行する旨の定め廃止[H20]
- 【株主名簿管理人】**
- 取締役会における株主名簿管理人の設置 [H20]
  - 株主名簿管理人の設置：株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所 ○市○町一丁目 1 番 1 号 ○○信託株式会社【①定款、②取締役の決定書（or 取締役会議事録）、③契約証明書】
- ★まおな=又は、及び、並びに ★自然人→法人→自然人→法人
- |         |   |
|---------|---|
| 株主名簿管理人 | 年月日株主名簿管理人の設置<br>年月日設置<br>株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所<br>名古屋市～～<br>日本証券株式会社 本店 東京都～～ |
| 本店      | 東京都～～<br>日本証券株式会社 本店  |
- 【支配人の登記】**
- 選任（本店支配人の選任[H10,H7]、支店支配人の選任[H4]
  - 支配人と代表取締役の兼任の可否（積極：支配人として選任されたときは代表取締役ではなかったのでも可）[H4]
  - 『**支配人の代理権消滅**』《年月日支配人 A 辞任(解任・死亡・後見開始の審判)、年月日支配人 A を置いた営業所廃止》
  - 支配人兼取締役が破産手続開始決定を受けた場合、取締役としては退任登記の申請を要するが、支配人についての登記は嘱託の対象となり申請を要しない。
  - 『**社外取締役の支配人就任**(業務執行・子会社の業務執行・使用人就任)』《年月日社外取締役 A 支配人就任[ 取締役 A ](業務執行・子会社の業務執行・使用人就任)》
  - 支配人の選任の登記には、選任の年月日を記載することは**不要**。
  - 取締役・代表取締役と支配人の就任
- | 選任手順    | 結果                               |
|---------|----------------------------------|
| 取締役⇒支配人 | 選任・登記できる。ただし、委員会設置会社             |
| 支配人⇒取締役 | 選任・登記できる。ただし、委員会設置会社             |
| 代取⇒支配人  | 選任・登記できない。                       |
| 支配人⇒代取  | できる。①代取の就任②支配人の代理権消滅：年月日支配人 A 辞任 |
- 【支配人を置いた営業所】**
- 支配人を置いた営業所の移転
  - 支配人を置いた営業所の変更（地番変更・住居表示実施）
  - 支配人を置いた営業所の廃止



## 本店・支店

### 【本店移転・変更】

- 同一登記所管轄内の本店移転[H4]
- 他の登記所管轄内の本店移転[H23]
- 本店変更（地番変更・住居表示実施）
- 本店移転の登記と同時にする支配人を置いた営業所移転**
- 管轄内本店移転『本店移転：年月日本店移転 本店（住所～）』**  
[ **管轄外本店移転** ]

本店移転(金3万) [旧]	本店移転(金3万) [新]
年月日(住所)に本店移転	年月日(住所)から本店移転 (現に効力を有する事項全て) ※役員等の就任 or 重任年月日を記載

- 管轄外本店移転の場合**は、**新所在地に対する申請**は、他の登記を一括して申請することができない。本店の支配人を置いた営業所移転の登記はすることを要しなく、登記すべき事項に「支配人の氏名及び住所・支配人を置いた営業所」を記載すれば良い。
- 他の登記所管轄内の本店移転（①**管轄外の支店所在地に本店を移転し、当該支店を廃止する場合**には、先に支店所在地において支店廃止の登記をし本店移転するか、本店移転の登記をした後に支店廃止の登記をすべきであり、旧所在地に本店移転と支店移転を一括申請し、新所在地では、支店を廃止したものとして本店移転することは相当ではない。②**管轄外の支店所在地に本店移転すると同時に商号変更する場合**も、先に本店移転をなしその後商号変更するか、商号変更後に本店移転をする（cf. **支店廃止・商号変更**以外は同時に申請して良い）

### 【支店設置・移転・廃止等】

- 支店設置  
⇒所在地における会社設立の登記事項は、①「商号」②「本店所在場所」③「会社成立の年月日（本店所在地における登記申請日）」④「支店所在場所」
- 支店移転（消極：取締役会設置会社において定款の定めなく株主総会で決議したため[H16]、定款に支店の定めがあり、株主総会で定款変更決議がなされないまま、取締役会で支店移転されたため[H3]）
- 支店移転の登記と同時にする支配人を置いた営業所移転**
- 支店廃止（消極：取締役会の決議要件を欠き決議不成立[H15]）
- 支店廃止の登記と同時にする支配人を置いた営業所廃止**
- 支店変更（地番変更・住居表示実施）
- [ **管轄外支店移転**（支店所在地分） ]

支店移転(金9000円) [旧]	支店移転(金9000円) [新]
年月日(住所)の支店を(住所)に移転	年月日(住所)から支店移転 商号 A株式会社 本店 (住所) 支店 1 東京都×× 会社成立年月日 年月日
登記事項証明書 1通	登記事項証明書 1通

#### 「支店に関する論点」

- 取締役会設置会社が、定款で「株主総会が支店設置の権限を有する」旨を定めた場合、取締役会・株主総会の双方に決議権限あり。
- 非取締役会設置会社では、定款に定めがなくても株主総会で支店設置を決議可（会 295 II）。また、定款に定めれば支店設置の権限を一部の取締役に委任可だが、取締役会設置会社では不可。

## その他の論点

### 【常に意識すべきもの】

- 新株予約権行使期間満了（満了日の翌日）
- 本店移転・支店移転・支店廃止＋支配人の登記
- 社外取締役・社外監査役
- 会計監査人の自動再任
- 監査役の公開子会社における H18.5.1 の任期満了退任
- 
- 種類株式発行会社では、種類株主総会の決議が存在しているかチェックする。（⇒また、不存在の場合には、自己株式になっていないかチェックする。）

### 【登記事項】

- 『**322条種類株主総会**の決議を要しない旨の定め』は登記事項であるが、『199条・238条の種類株主総会～』は登記事項ではない。
- 会社法 322条2項の種類株主総会の決議を要しない旨の定めは、株主全員の同意が必要。
- 株式の**種類の追加**・株式の**内容の変更**・発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数の**増加**は、会社法 322条の**種類株主総会**の決議を要しない旨の定めは適用しない。
- 株式の内容の変更**（単一株式発行会社）、**発行可能種類株式総数及び発行する各種類株式の内容**（種類株式発行会社）
- 譲渡制限株式の定めで“**ただし、株主間の譲渡に～**”は登記事項であるが、“指定買受人の定め”や“売渡請求の定め”は登記事項ではない。また、譲渡制限株式が相続された場合、当該株主に対し株式の売渡請求できる旨（会 174）は、登記事項ではない。
- 属人的株式・会計限定監査は、登記事項ではないが定款記載事項であるので注意する。

### 【大会社か否かの判断】

「大会社」とは、最終事業年度に係る**貸借対照表に計上した資本金の額が金5億円以上**又は**計上した負債総額が金200億円以上**の会社である（会 2⑥）。

事業年度の末日以後に、資本金の額が金5億円以上となった場合には、翌年の事業年度末日において資本金の額が金5億円以上であれば、翌年の定時株主総会から大会社となる（論点解説 新・会社法 278QA380）ことに注意を要する。

### 【決議の有効要件】

- 定款に定めがない場合には取締役会の書面決議不可（会 370）。

### 【議決権あり】

- 種類株式発行会社において、株式の譲渡制限に関する規定の設定をする旨の定款変更決議をする場合においては、議決権制限種類株式であっても種類株式総会の決議が必要 [H10]

### 【議決権なし】

- 単元未満株式を有する株主 [H5]
- 特定の株主から自己の株式を取得するための株主総会決議における売主たる株主[H12]
- 新株予約権が基準日後に行使された場合の当該株式を有する株主[H12]
- 取締役会で議決する場合は、決議時に役員が適法に存在するか確認する。

## 組織再編等

### 【合併】

- 無増資合併、債権者に対する各別の催告省略可[H14]
- 吸収合併不可（消極：申請日現在、手続未了）[H8]
- 特例有限会社の株式会社への商号変更後に、当該会社を存続会社とし、他の特例有限会社を消滅会社とする吸収合併[H24]

### 【吸収合併】

吸収合併による解散	吸収合併による変更
年月日〇〇市〇〇B 株式会社 に合併し解散  (金3万)	年月日東京都××のA株式会社を合併 年月日変更 発行済株式総数 ○株 資本金の額 金△円 同日発行 (※新株予約権の内容)

### 【分割】

- 簡易新設分割による設立と変更[H22]
- 分割型新設分割の可否についての判断（消極：新設分割会社が新設分割の効力発生日に、新設分割設立株式会社の株式を対価として、全部取得条項付種類株式を取得する場合又は剰余金の配当を行う旨の定めがある場合には、新設分割株式会社の財産が減少するので、分割後も新設分割株式会社に対して債務の履行を請求することができ、当該債権者であっても、新設分割について異議を述べることができ、当該債権者に対して債権者保護手続が必要となるため）[H22]

### 【吸収分割】

吸収分割による変更	吸収分割による変更
年月日〇〇市〇〇B 株式会社 に分割  (金3万)	年月日〇〇市×のA株式会社から分割 年月日変更 発行済株式総数 ○株 資本金の額 金△円 同日発行 (※新株予約権の内容)

### 【株式交換】

- 株式交換完全子会社の新株予約権に代えて完全親会社の新株予約権を発行した場合、新株予約権に関する登記については、登録免許税は不要
- 株式交換完全子会社の新株予約権を株式交換契約に従い株式交換完全親会社に承継させる場合、新株予約権証券を発行している会社では新株予約権証券提供公告をしたことを証する書面を、新株予約権証券を発行していない会社では新株予約権証券を発行していないことを証する書面を添付（89⑤、59Ⅱ②）。
- 株式交換完全子会社の変更登記は、**新株予約権消滅の登記を除いて**、株式交換完全親会社の管轄登記所を経由して、株式交換完全親会社のする株式交換の登記との一括申請不可。
- 株式交換に際し、公開会社である株式交換完全親会社が株式交換対価として、発行可能株式総数を超過して株式を発行し、株式交換の効力発生前に完全親会社の株主総会で株式交換の効力発生を条件として**株外発行の数を前提とする発行可能株式総数の増加可能**（平20.9.30 民商 2665 号通知，登記研究 731 号 p153）。

### 【株式交換】

株式交換（子会社側）	株式交換（親会社側）
年月日株式交換契約新株予約権消滅 (株式交換完全親会社の新株予約権を、 <u>子会社の新株予約権者に交付する場合のみ</u> 登記すべき事項が発生する) (金3万)	年月日変更 発行済株式総数 ○株 資本金の額 金△円 同日発行 (※新株予約権の内容)

### 【株式移転】

### 【組織変更】

- 【特例有限会社の株式会社への商号変更による株式会社への移行の登記】

- 商号変更による株式会社への移行[H24,H17]

### 【解散・清算結了・継続の登記】

- 解散・清算結了・継続の登記[H2]

### 【解散→清算結了 or 会社継続】

解散（3万） 年月日清算人及び 代表清算人 <b>選任</b> (9000円)	清算結了（2000円）	会社継続（3万） 取締役、代表取締役 の就任（1万 or 3万）
年月日〇〇により 解散 清算人 A 住所 代表清算人 A	年月日清算結了	年月日会社継続 年月日次の者就任 取締役 B 住所 代表取締役 B